

取引適正化調査室

取引適正化調査室とは

取引適正化調査室は、取適法違反を調査し、違反者に対しては勧告等により違反行為の是正を求めるとともに、減額した代金を支払わせるなどの措置を採っています。

取適法の勧告件数は、年々その数を増やしており、令和6年度は、勧告を受けた親事業者名の公表を開始した平成16年4月以降、最も多い21件の勧告を行いました。さらに、令和7年度は、2月20日現在で30件の勧告を行っており、令和6年度の勧告件数を大幅に上回っています。

取適法は令和8年1月に施行されたばかりで社会の関心が高まっています。是非、この機会に取適法の執行と一緒に取り組んでみませんか？

取適法違反事件の処理手順

